

義邦先生航海日誌別録

香篝館



は舟子とあ改^てる勝舟先生
 昔余と帯^び艦長と^{して}小米
 合系國^の邦人^のより同^じ初夜航
 出^て試み^し隊^は先生^の日法^の
 一^の印^を



○三月朔のメルエラドガ七船^の別を^に將^て五^の船^を兼^てて
 一^の船^を古^に士^を佐^を人^を同行^して^は此^の地^に行^きて^は我^の船^が破^れた
 我^の船^が破^れる^をを^は修^る者^をあ^らう^にあ^らふ^に

此^の地^にせ^られ^しコ^の港^の内^に舟^をし^ては^は行^かぬ^に
 あ^らう^にへ^られ^し川^の岸^のの^の海^をあ^らう^に高^にし^ては^は往^き者^を
 伊^斯把^尼無^所廣^の地^にり^う近^所者^を回^合合^衆
 船^の廣^とあ^らう^に全^のの^の軍^艦製^造を^は修^る者^をあ^らう^に
 の^の船^を研^とや^りし^ては^は命^を名^を回^の者^を耐^して^は由^を守^り
 の^の船^を研^とや^りし^ては^は命^を名^を回^の者^を耐^して^は由^を守^り
 の^の船^を研^とや^りし^ては^は命^を名^を回^の者^を耐^して^は由^を守^り

カキガム
 コキア
 ガルと云

士官極械言 新島をとり又北岸に砲台を
刊の右軍艦一被を撃ちて多甲乙舟を打ち上り互
三本を打ち以て北岸の町御所を以て東と北因
西を川源に流す河を流す西に斗を南北七八
ハ其北岸にトックを設け工作庫三を建て
船の修理を便す

又此川に運舟を造りて十六七を造りてセクレメント
と名づる舟に此舟より一石を流し下りてフランシスコ
の所を流す舟にカリエルニ全河の流路短きをこ
とに舟を斗りて流す舟と云

○此と北岸川を隔てベライラの名 北岸 又北岸四里
ありてベライラ名 北岸 又川流を隔て舟を造りて
斗り十ツバと名づる舟を造りてセクレメント
ベライラ名 北岸 有佐新島がヒタインフレスベイ故
と云ふ舟に候も然し此人 北岸 合衆兵とて軍を
揮一果て此地の佐士にシテ 北岸 協同の人 北岸 と云ふ舟と
流す舟を造りて 北岸 舟を造りて 北岸 舟を造りて
○此と北岸川を隔てベライラ名 北岸 有佐新島がヒタインフレスベイ故
と云ふ舟に候も然し此人 北岸 合衆兵とて軍を
揮一果て此地の佐士にシテ 北岸 協同の人 北岸 と云ふ舟と
流す舟を造りて 北岸 舟を造りて 北岸 舟を造りて
北を流す舟と云ふ舟と云ふ舟と云ふ舟と云ふ舟

膝下をひてこれへいりて^に娘と事をもふべしや所
傍の地をよこしりて^につしスべくと耕耘をせらば
所備農具を給ふるなりと今も所給をせしむる所
村十里以下の原野を垂く巨材を以て塙を造り
ま作も又此の平午馬を飼ふて敷千足一の此の家
ろし^にすも馬をせしむる中一の此大の馬をせしむ
于丈十^に斗の此大の馬を飼ふて敷千足一の此の家
トシ^にて^にすも馬をせしむる中一の此大の馬をせしむ
全かり^にて^にすも馬をせしむる中一の此大の馬をせしむ

○同、此神智の館舎を訪ふ

物心智初うて厩下士官の居家と川岸三四所
を隔て、一列に建つ皆磚造の三層棟製
りて頗る美麗なり各家皆園圃あり草
木五樹を植る其家屋の後を塙^にて
牛馬を牧畜す一家の價一万六千圓なり
云ことを以てて建つて^にすも馬をせしむる中一の此大の馬をせしむ
家と外周鉄塙^にて^にすも馬をせしむる中一の此大の馬をせしむ
以て園圃^にて^にすも馬をせしむる中一の此大の馬をせしむ
らむ

又惣勢の石家三層の上遠登楼あり方形にて
三間斗も四方防塵窓を以て圍ふ戶外を以て
大修棟の二層同様に客室を下層に迎ふ候
て碑造家と家内柱打ち四方焼尾を重畳に
架以てこゝろ加敷を之を以て堅むる法竿を以て
戸障を云升るを材木厚板を用ゆ又其家内
と新間を備川巻く戸を以て深き戸毎に鑄りて
床を厚板を以て皆美紙の毛氈を布く故に
戶外履を城ふの具あり梯を以て階を以て使
て様あり

屋を法業板を以て葺く又一種新石板を用ゆ。
ものあり

一夜惣勢の家を宿とす別二層同の室を以て
即具を備へて客室を以て客室と云ふ若し湯を
用ひ候と旅を以て更なる階を以て客室と云ふ
所あり候とこゝろを以て見せしむる法を以て
船中あり船内法を以て法を以て法と云ふ又壁
三層を以て法を以て法と云ふ又壁を以て法
陽一を以て法を以て法と云ふ又壁を以て法

壁内の櫃より上昇してある一側又は日中備一
を後へ便して好此嘴を搦るとある出ること
掃除し森外は流き下は際もとまへ

即座より不製或は流製のものあり床上上馬すと
一斗斗を流して細布或は細綿の故帳を筆る即座
上敷色を容としく厚絹糸一を敷き又流製
綿糸一斗斗を敷き此上白綿の一布を布き上敷
と白糸纏二或は一斗斗此上上白綿布を以て覆
ふ皆敷居堅なり枕と色を力まると薄糸一
一斗斗敷居一糸紳人一夜二斗斗を用い付と敷居

のるゝ所をせよ

土管その他の中層もた但こまゝ敷き唯床材
美悪力差あるのみ

- 窓套外周の物上を厚板を以て御事へ便す
- 又山分前毎斗帯庭檜行も檜と流製防塵板
- 在りては庭毎斗出を懸して路と芝庭内と
- 惣替の窓前や許を隔て一棧を建てる間と
- 棧上倉裏回内扉の方通を物く
- 可成一斗斗を隔て流製板製居居局より其棧

土下

- ： 方一所有餘悉く磚造の大家ありて家内極々
- ： 梁とち材を以て架りてを南定と云ふは
- ： 以て其座を治業とする戸口四ヶ所他を悉く
- ： 璣板を以て港内於て至幸揮ち鉅 至幸揮ち
- ： 鉅ち治切截層磨着鑄造着其必百餘ち極
- ： 極を備ふことを司ふ 揮械司屋日と教自ち
- ： 下掃居を製する

の日成信社をトリス全祝ちドラックの下層を其の中へ置り
 而して形を窓とするは至幸揮ち字ハ一むと云ふ
 事ありち信二付る屋と其書を治つる

ドラック 形座 と其今用ゆる其の古形を通し二三
 式ありち信ドラックドラックドラックドラックドラックドラック
 其中此の形は現存するものとドラックドラックとあり
 一々大巨箱を造りてこれを至幸揮ちの力智を以て
 其の中へ置りてあり其の形は現存するものとあり
 至幸揮ち十七七年毎に所々を修理せしむるとあり
 形を造りて至幸揮ち又其造りてあり其の形は現
 存するものとあり其の形は現存するものとあり
 大形のものあり其の形は現存するものとあり
 其の時を至幸揮ちの形は現存するものとあり
 至幸揮ちの形は現存するものとあり

于上西中央、社を定座し、付て社のキールカールを
とふ、右枕敷を敷き、**枕**の中ら右枕
に上り、隙を以て又此を斜枕とて、こを其
杖の右西座と稱す、此を洗滌渠と後
けこせし、右を而して斜枕の傍面を洗滌渠を附介
せし、こを以て、此を兼渠を併ひて枕前好と遷
移せし、こを其容せし、此の形、腰形とて、
合せし、之を以て、此枕を、社をたてし、停止
せし、め、傾倒を防ぐの用なり。○又社、右西
上の形を停止せし、支極あり、こを、平た、た、た、の

樽柱、附く、此柱根、法の、様、形、なり、左を、以て、樽
柱、と、稱す、此、柱、を、全、形、二、重、の、角、材、にて、
合、際、洗、渠、を、附、し、一、重、を、洗、滌、渠、と、し、こ、を、以て
て、社、の、右、小、の、為、し、右、短、こ、の、如、き、を、以て、し、め
と、し、こ、を、以て、社、の、合、せ、し、こ、を、以て、社、の、
樽、上、内、一、層、を、以て、此、樽、高、中、こ、を、以て、二、三、人、中、柱
三、割、十、長、柱、と、稱、す、と、其、形、を、以て、社、の、樽、中、
也、と、し、め、
○今、其、を、形、を、以て、ドック、の、形、と、し、こ、を、以て、其、
形、の、全、長、幅、を、以て、社、の、前後、形、と、し、こ、を、以て、

能く十里の海岸を視るも、其の博へんや、我は
其の如くあり、一十のりとも他人の獲たるべき
公の所行其遺念、下り中、其をたぐり、如此に
と我の心表、安きを悦ぶを、又、其心を、
勿くとも、○我、半平、軍、船、白、般、を、
一、激、強、嫌、忌、を、省、す、も、あ、の、其、種、彼、の、此、
ふ、あ、を、以、て、今、却、つ、終、に、一、針、を、
賜、り、其、い、か、た、的、安、を、感、を、故、り、
同、志、と、す、

九日我邦使節を去る。ポルトガルフランシスコ船

より、舟、出、れ、此、地、の、以、り、夕、刻、同、船、を、
強、徒、洋、中、昔、種、の、後、也、

十日使節をフランシスコ船、此、往、区、と、
と、其、出、向、を、利、中、あり、ポ、ル、ト、ガ、ル、
船、と、軍、船、と、を、視、を、一、つ、後、で、
ガ、ル、を、折、倒、す、

ポ、ル、ト、ガ、ル、船、石、炭、の、
川、岸、に、繫、舟、す、
往、來、の、舟、を、折、り、之、後、
甲、板、上、に、舟、を、
舟、を、折、り、之、後、

幸ふことなり。今若くは女死病をせしむるや
不審^〇規^〇の流^〇にて注意の起^〇暴^〇の也
と申す。〇の言ふ及^〇能^〇を^〇若^〇也^〇知^〇を^〇
肩^〇に^〇居^〇宅^〇を^〇送^〇と^〇我^〇輩^〇又^〇後^〇申^〇て^〇て^〇を^〇
訪^〇ら^〇不^〇彼^〇と^〇肩^〇上^〇と^〇申^〇西^〇解^〇血^〇流^〇々^〇と^〇申^〇初^〇の^〇
秋^〇を^〇解^〇解^〇り^〇時^〇彼^〇也^〇又^〇初^〇と^〇申^〇り^〇行^〇歩^〇送^〇
と^〇申^〇速^〇や^〇ら^〇と^〇申^〇自^〇下^〇云^〇我^〇と^〇申^〇下^〇云^〇初^〇の^〇
と^〇申^〇と^〇我^〇と^〇申^〇同^〇と^〇我^〇と^〇申^〇者^〇と^〇と^〇申^〇今^〇此^〇我^〇
初^〇と^〇申^〇申^〇し^〇し^〇た^〇け^〇と^〇を^〇申^〇と^〇申^〇送^〇對^〇之^〇初^〇平^〇
日^〇と^〇申^〇〇^〇う^〇ち^〇り^〇机^〇と^〇申^〇て^〇底^〇を^〇流^〇ら^〇し^〇め^〇自^〇石^〇
と^〇申^〇不^〇我^〇少^〇仕^〇り^〇飛^〇海^〇と^〇申^〇と^〇申^〇四^〇十^〇年^〇中^〇

患難困苦を経るもの勢及不辛なり。昔射一
眼を失ふと又此病を傳^〇と^〇り^〇こ^〇を^〇申^〇と^〇申^〇也
右君也怖^〇と^〇申^〇て^〇け^〇と^〇と^〇申^〇申^〇申^〇の^〇傳^〇と^〇申^〇へ^〇

〇此處に北東陽の山麓に傳あり。山園を削去り三
方壁形とし、此内を建り、堂其二面を川岸に臨
み、こゝを形内と傳ふ。傳はし申ふ。其建の築米
と石造なり。石質堅硬なり。石と石を繋ぎ、我部
の砂石とふもの。如く恨あらんとて、内形を石具を
建。楹も外形長。柱三本。間幅十間。斗き
此傳の蓋らひて、法障及び石塔。石塔の形所行の道
制。石の築。傳の蓋。長柱。或は石塔十間。と申す。

○武庫と川の北岸道路一條を備へ建修せし
 事今全橋の木の長終て中間橋十言斗より悉く
 碕道より高き二層橋なり其下層を悉く
 の碕物を好く上層を程長くとす常大比國
 大洗岩帆布取海取湖の具を備へりよきとす
 事一又武庫敷道を建つ。甚と造ることと並
 ひて同計の大橋三を造り今この橋を以て工作場
 とす主事大橋の傍れ舟を造りしと全橋の大
 海軍局の事なり

○又此川岸の石道より八産を造る。後付あり此地を
 川の傍に造る便也。而して此をフランシス地方を造る人

日
 一
 二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 十
 十一
 十二
 十三
 十四
 十五
 十六
 十七
 十八
 十九
 二十
 二十一
 二十二
 二十三
 二十四
 二十五
 二十六
 二十七
 二十八
 二十九
 三十
 三十一
 三十二
 三十三
 三十四
 三十五
 三十六
 三十七
 三十八
 三十九
 四十
 四十一
 四十二
 四十三
 四十四
 四十五
 四十六
 四十七
 四十八
 四十九
 五十
 五十一
 五十二
 五十三
 五十四
 五十五
 五十六
 五十七
 五十八
 五十九
 六十
 六十一
 六十二
 六十三
 六十四
 六十五
 六十六
 六十七
 六十八
 六十九
 七十
 七十一
 七十二
 七十三
 七十四
 七十五
 七十六
 七十七
 七十八
 七十九
 八十
 八十一
 八十二
 八十三
 八十四
 八十五
 八十六
 八十七
 八十八
 八十九
 九十
 九十一
 九十二
 九十三
 九十四
 九十五
 九十六
 九十七
 九十八
 九十九
 一百

此の川岸の石道より八産を造る。後付あり此地を
 川の傍に造る便也。而して此をフランシス地方を造る人
 事一又武庫敷道を建つ。甚と造ることと並
 ひて同計の大橋三を造り今この橋を以て工作場
 とす主事大橋の傍れ舟を造りしと全橋の大
 海軍局の事なり

料の
 一
 二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 十
 十一
 十二
 十三
 十四
 十五
 十六
 十七
 十八
 十九
 二十
 二十一
 二十二
 二十三
 二十四
 二十五
 二十六
 二十七
 二十八
 二十九
 三十
 三十一
 三十二
 三十三
 三十四
 三十五
 三十六
 三十七
 三十八
 三十九
 四十
 四十一
 四十二
 四十三
 四十四
 四十五
 四十六
 四十七
 四十八
 四十九
 五十
 五十一
 五十二
 五十三
 五十四
 五十五
 五十六
 五十七
 五十八
 五十九
 六十
 六十一
 六十二
 六十三
 六十四
 六十五
 六十六
 六十七
 六十八
 六十九
 七十
 七十一
 七十二
 七十三
 七十四
 七十五
 七十六
 七十七
 七十八
 七十九
 八十
 八十一
 八十二
 八十三
 八十四
 八十五
 八十六
 八十七
 八十八
 八十九
 九十
 九十一
 九十二
 九十三
 九十四
 九十五
 九十六
 九十七
 九十八
 九十九
 一百

○武蔵と川の北岸道路一條を備へて建換せし
 事今全橋の木の長橋十間幅十寸斗寸を悉く
 磚道とし高申二層樓なり其下層を悉く
 の硝物を好し上層を程長くし之を常大地圖
 大洗岩帆布取海取湖の具を備へしとて
 又武蔵敷道を建つ。甚と造るること並
 いて同此の大橋三を設け今この橋を以て工作場
 とす之を兼ちう橋敷身を以て川と全橋の大
 海軍の用とす

○又此川岸の石道は八段を造るに設けあり此地を
 川の岸にて便申すを造るにフランシス地目を以て人

口を增多し後民衆を以て同の社廟百を以て算
 するに以て將鑛山の業板を悉く取らば其
 と米國合衆社の一と其地とを以て入すに之を以て
 するに

又くサレンをト鑛山とて得て其金銀一金の重六
 千とラトルルとラトルルと橋工人を増す時を以て此上
 敷千を倍するに

○甲

一此事を以て傍幣引官あるに同し一は彼地あり
 年中増しり一は女の数を算し一は云千八百八年
 何と申及九百三十と云の四百と云の同申九百と云の
 七十と云の七千六百と云の同申九百と云の同申
 五十と云の二千二百と云の同申九百と云の同申
 何と申及九百三十と云の四百と云の同申九百と云の
 七十と云の七千六百と云の同申九百と云の同申
 五十と云の二千二百と云の同申九百と云の同申

何と申及九百三十と云の四百と云の同申九百と云の
 七十と云の七千六百と云の同申九百と云の同申
 五十と云の二千二百と云の同申九百と云の同申
 何と申及九百三十と云の四百と云の同申九百と云の
 七十と云の七千六百と云の同申九百と云の同申
 五十と云の二千二百と云の同申九百と云の同申

下
○の官ある他
仲ういり或
派ゆるる
于官位を
倍給す
共



本令ありし時を一千トに増えし一取海
 中時一トに増えし増給す軍隊一子の如督取海
 するを四千トに増えし増給す督存今を二千五百
 トに増えし増給す者三千六百トに増えし増給す其
 本給の上七百トに増えし増給す三百トに増えし増給す此他の官
 自り十員もす此別と比し増給す増給す

○今合衆國中海軍局を主とし其の十二所所置

- ポルワマーツ ボストン ニューヨルク ヒラデルピア
- ベルテモール ワシントン ノルホルグ カルレストン
- フロリダ地中 ペンセコール セットトール サニフランシスコ
- ヘルバレーン 等

○又近年とる今合衆國中の軍艦大小十六艘此中古製被
 擄し取海より引取すものありしことを各所の海軍局
 主務中が常務所より傳ふ又大小の軍艦を造給し
 他海軍所の軍艦とあるものありし米人此際を以て
 カロリンとることを和意を以てエスカート軍艦製造を以て
 一端とありしものありし各隊毎に其特有一角其時
 二層の形持たしありしありし現在軍艦を先白國の
 軍隊一隻持たしありし

- 並給すコレカット 甲ノック 大流 十門
- 惟前軍艦 大流 十門
- 同 シントロウ 十門

同 シヤームスロウ 同 廿二門
 同 セラトカ 同 廿門
 同 亞多能 ゲルケレイシ 同 十八門
 同 十後 医能 ラレーフ 同 廿門
 大平海軍所の軍隊 船持 ヒンダ
 同 亞多能 フレガット メルレマツキ 同 四十門
 同 サラ子キ 同 九門
 同 帆前船 シーノノリー 同 廿門
 同 ヘンデリヤ 同 廿門
 同 デセマニ 大洗 同 廿門
 同 セーナ 同 廿門 同 廿門

地中海軍所の軍隊 船持 レハレト

同 亞多能 フレガット フーベス 同 四十門
 同 帆前船 マセドニン 同 廿二門
 同 ブラシリー 艦隊 軍隊 船持 シブリック
 同 帆前 フレガット ケバリン 同 三十門
 同 シントラウレンシ 同 二十門
 同 ヘルモウフ 同 廿門
 同 プレーベル 同 二十門
 同 亞多能 艦隊 メーベス 同 二十門
 同 アタラント 同 二十門
 同 カルドナリ 同 二十門

一 医官

才三次同断	十四百〃	十七百五十〃	十六百五十〃	二十百〃
才四次同断	十六百〃	二十〃	二百三十〃	二十四百〃
在職七年ノ者	十八百〃	二百五十〃	二百四十〃	二十七百〃

出納官兼 医官見習

リニ船乗組ノ者	六百五十〃	九百五十〃	同上	
フレガド船同断				
スレフ政才一等並乗組同				
ブリギス才一等及並乗組同				
ボスリニ才ケヨクノルホルジ	ロシニラン	二十五百〃		十五百〃
及ハハンセヨル海軍同断在才者				
ホストン才ウエルクノルホルジ		二十五百〃		
才者ある並乗組		二十〃		
ボルトモツ及バヒラヒヤ		二十〃		
海軍同断在才者				
合衆國中或ハ他洲在才				
海軍従事ノ者		十五百〃		

出納官

才一任官在職中	千〃			
才二次同断	千二百〃			
才三次同断	千四百〃			
才四次同断	千六百〃			
在職二十年ノ者	千八百〃			

カブレインズ	千〃	十五百〃	同上	
数学教授才	八百〃	千五百〃	同上	
海針役 (リニ船乗組)				
同全給料	七百五十〃	千〃	同上	
ハッセットミットシツプマン	六百〃	七百五十〃	同上	
ミツシツプマン	三百〃	三百五十〃	四百〃	
海針役	二百〃	四百五十〃	同上	
水夫小頭				
大銃手	六百〃	七百〃	九百〃	
大工				
帆縫				
磁器師 (任官後五年中)	千二百〃	千五百〃	同上	

同二河川	十四百	二十	同上
才一葦橋兵所是也	八百五十	十	同上
才二葦河川	六百	八百	同上
才三葦河川	四百	六百	同上

梅子海軍補官復の順布 拙成るを
 才某事とと共左侍同一才を其統
 才の負わらるる各回各各銀貨の
 高下等とて人て少くも其才と不能
 往年以某の形待カツシイキ事
 此とて送くとも中^下海軍と今に
 ありたし秒復^下しと考ふると

○水師の軍勢もいふことを陸軍の比とて
 方々難報なりとて理如何とせざる
 才弟の蔵幣を陸軍とて小才は危殆
 一才干陳七日前に漸く且蔵幣の才
 是危殆なりとて蔵に給仕とて
 一二才にて蔵を辞し去るの才あり
 才は臨了過言好くことを慰揚さるる
 けたり不西疆の長民を以て危殆と
 才も人の好む才とて所なる
 ○佛中斯回の才を軍陣士人の名簿と一様
 又水軍始名簿を具す

以公善く沿海を道して強を所たしことを
漢人中より種々の官長のあまをせしむる
水軍地名落を裁する所の沿海の裏庭も
敵智を免き且一二の他り利益あり即ち
歴々の掌職の時他は短うく修科他より
貴き善の如し

但佛中斯回より多岐戦争の時を此姓名
落を引ひ而してことを定限として懸望自
拉の職務名目を挙げたる其の職を充てり
○戦争の際に諸人皆交着を推す事ある
を要とする時此規則を告りて又礼を

而して漢史を軍陣の給仕まきしと稱能く
礼上る職を掌せしむ
以て依り此規則の即ち多岐を告り而して佛中
斯回自當りて云く我回毎に居常ある
四萬人を具ふるなり

○蒙古利回の制をこまに及して軍陣も二
軍能くも其人姓名簿を具してて職務を
掌せしむるは從て懸望自投の事を是なり
と充つるを要し此の條は西回との敵
争の時を諸害を思ひて此時より東
海の軍艦種々の出入を禁むる事あり

教 師

船中罪人預役	二十五	リニールフラット及び哨船
同	三十	
着病人の長	二十五	小艇三隻
着病人	廿	
甲比丹房の厨人	二十六	
同船將の厨人	二十六	
一船の厨人	二十六	
同船	廿	

水師本校の軍隊の長官及び各士の月俸表

官 職

アシクタン下等士官	五十五	提 要
セルゲアントーヨール	四十	

第一等兵士七名	二十一	本校の軍隊の定員及び月俸表を增加するに二百五十七名
第二等兵士七名	二十一	
第三等兵士七名	二十一	
同シキリマン	廿	
甲比丹の「スル」を	二十	
同「スル」を	二十	
バルカス舟を	二十	
同「スル」を	二十	
第一等舟の水手	十八	
第二等舟の水手	十五	
按針役の長	四十八	リニールフラット及び哨船
同	四十五	小艇三隻
右流の長	四十	リニール及びフラット

大流子の長	四十六	小流子の長
大工の長	四十八	リニエ及びレガット
河	四十八	十年の船及び噴霧
帆縫の長	四十	
沖一等の遊治	四十	
沖二等の桝針役	三十七	
大流子	三十三	
河	二十二	
沖二等の大工	三十五	
沖二等の帆縫	三十一	
沖二等の遊治 鏡工	三十一	兼てアムステルダム及びレイッセル 街流工師の權を以て受 流工の職を以て受ける者 外らんとす月俸銀二十ギ レント

列隊の司令官	三十五	流子の職を以て受ける者 を以て
河下等	三十三	
エルポラール 列隊の司令官	二十四	河下等 を以て
河下等	二十二	
河下等	十七	
沖二等の大工	十四	
沖一等の鼓	十四	
沖一等の笛	十四	
沖三等の大工	十一	
沖二等の鼓	十一	
沖二等の笛	十一	

又海軍と系部とも海軍の年々車博新事と此
諸税を以て知るべし中銀屋自投の事と云ふ者
と自ら不好て此多車多夫と云ふ事多き事と
農多従夫の層多あり西洋諸國此徒多事
う故ふことを編輯し其中人物を異様して
十長官花多その他を定免^條を従てしむ行も
其俸淺多下と云ふ事自投の事多しむ行も
故に之を二層多俸淺表の如くも事多不事の
定給多あり事^條事多石例の事多事多
千多事多事多事多其俸淺を増かざる事多
○本報出年係と自投の事多事多編輯と事多係

の石多留多事多事多向る事多事多事多事多
官職格式定給を以て諸軍艦の徒多事多事多
此法西洋諸國の法多折衷し考定たり故に良
事多層多○此諸税給料表の如くも事多の整
事多事多事多事多海軍必知の事多事多事多
以て好考事多事多

○コトエルベと海軍例事多の事多事多自國他部多事多事多
形多被と事多事多其海軍の形多陸軍多事多事多事多
事多事多事多事多海軍を別多事多事多事多事多
形多被と事多事多事多事多事多事多事多事多
破と事多事多事多事多事多事多事多事多事多

尾星様へてハ車形ある人さへも其尾をさへ
忽ち喰む若徳有りて此處に解あり時々毒金ありた
忽ちして死する百葉詠す即ちして此地三年毎に此島
中の厚きを生かす来人言ふ也云

○同月十三日 我使節を長加比丹ブルグニ 芽堅物
行らるる送と云

○同十四日ブルグニ 我使節を長加比丹ブルグニ 送別
四十日 我使節の去るもポーランドに到る送別
○十五日 我使節の去るもポーランドに到る送別

○同十四日 我使節を長加比丹ブルグニ 送別
我使節の去るもポーランドに到る送別

○同十六日 追行

○同十六日 追行 我使節を長加比丹ブルグニ 送別
我使節の去るもポーランドに到る送別
○同十七日 追行 我使節を長加比丹ブルグニ 送別
我使節の去るもポーランドに到る送別
○同十八日 追行 我使節を長加比丹ブルグニ 送別
我使節の去るもポーランドに到る送別
○同十九日 追行 我使節を長加比丹ブルグニ 送別
我使節の去るもポーランドに到る送別
○同二十日 追行 我使節を長加比丹ブルグニ 送別
我使節の去るもポーランドに到る送別
○同二十一日 追行 我使節を長加比丹ブルグニ 送別
我使節の去るもポーランドに到る送別
○同二十二日 追行 我使節を長加比丹ブルグニ 送別
我使節の去るもポーランドに到る送別
○同二十三日 追行 我使節を長加比丹ブルグニ 送別
我使節の去るもポーランドに到る送別
○同二十四日 追行 我使節を長加比丹ブルグニ 送別
我使節の去るもポーランドに到る送別
○同二十五日 追行 我使節を長加比丹ブルグニ 送別
我使節の去るもポーランドに到る送別
○同二十六日 追行 我使節を長加比丹ブルグニ 送別
我使節の去るもポーランドに到る送別
○同二十七日 追行 我使節を長加比丹ブルグニ 送別
我使節の去るもポーランドに到る送別
○同二十八日 追行 我使節を長加比丹ブルグニ 送別
我使節の去るもポーランドに到る送別
○同二十九日 追行 我使節を長加比丹ブルグニ 送別
我使節の去るもポーランドに到る送別
○同三十日 追行 我使節を長加比丹ブルグニ 送別
我使節の去るもポーランドに到る送別

後和あり四王に命令せし内は侍りし所をまうてあつた
了向ト告あま

四王の供館を奉りて恒前院卒二階(四伯景順)
拾揮官二ありこをを存して館前二列を正其表
少間ありて王自下、赤東王宮し、奉り御前
恒前あり御前あり王
捧洗しこをを恭敬と

館内中央王の鳥札あり其左右に高直直の
札を掲ぐ前西に國長群集する王也此札
に倚せし一の官人王を討し其諸人に向りて
演説せしと少言此國情を一も解をいしと

おるや王御をう諸義をあるありしは
至一戦をせしと諸法別を告あり物あり國情
を平ひ此を米利望語を耳中各人情を其原
を一身に流せし札を懸てり別室にあり

又此確より羊竹を備て一命ありこも又官舎なり、其
方の官人書ありとありて出入り秘御信のりり
司とふ

○此島外四の事務を司る官長と多々外邦人を使用し
帳中米利望人多くこも其國に氏原く外其島に直をまき
以て干操習画をせし又土人多くを其地信薩御喜此
あり故に其供用を高仕せし朝少ありしとあり又島民あり

武蔵坂リヨヲ以テ英回或モ米利堅回リ格外保護ヲ俾
ラセシメ外夷の如キガナリトモ能クシテウチク

○島内二通舟の隻船を皆諸國の金貨ヲウケ廻シテ島中
全派河漢の礫山ナリト云

○街市内諸邦の人民永住ト云ルノ語ヲ見テ或モ
諸君概モ違フ者ナクモ多クノ船中米利堅四人を殺シ
リシト云モ能ク指シテ二十箇年ト云ルト云キハ終ニ市中を
去リテ美ナク團を強ク大屋を造リテ居住スル者あり是等
ノ此邦の米飯は知テモ生活の安寧事々を能ク辨シ諸
邦を収め居たり故モ工人長官の他々米利堅の米利堅
壯大ナリト云モ外邦人ト云モ支那人ト云モ多クあり住モ

○此地農民の云々ト云ルノ語ハ諸邦の小屋ヲ居住スル民者ト云
ミテリシ儀を辨シテ其孝食草を磨碎シ水ヲ泥シテ
糊状トシテ其平ハ必腐ル候ク濃キト昔湯の如クナリト云
ハ種ハ脂ト云ハ之ハ汚穢ト云ハ一〇海濱の漁者ト云ハ裸婦
體臭禪アリト云

漢前ノ刊ハ小舟ト大舟ト穿穴ト以テ掃牙の飛シ
キ一程小舟ト稱シテ以テ云々ト云ルヤ不テ走進ト云ハ一止進
リ一此舟の幅徑大ナルト一人お立テる過中ト云ハ故ト云ハ獲
ノ事ト云ハ其舟の片断前後ト云ハ一の區區
田村ハ六人ト云ハ其舟の舟を併合シテ二材の或ハ舟ト
云ハ舟ト云ハ一材ト云ハ其舟を併合シテ二材ト云ハ

大井ありあり居の下層より内より此室より活と空の女し
代ととも大系通揚を妨げると室内土上より机あり机前
三西の壁間より活環を附くこと罪人首袒半袒或は之
械の活環を繋ぐの刑こと此室を室と修しある
廿年より合の上層よりあり此室大改、前より此室、廊
前一の居室あり書とせるところ也、此室針の業を第
一也、
居室の前西方三十間半の寸間あり病者或はを罪
あり者も是械をとりて之を繋ぐことむと年三四人
の洗及ひ鋸を挿りて之を繋ぐこと
此地の左方一層あり、これを別病院なり、右方より厨あり

日々の食料を考へて

聞く此島に於て活懸を科の罪人よりなり、此刑
ありたり、十年前より邦人土民の婦妻を活懸
せし者あり、其罪見して其の怒りて之を密
に之を毒害し、山中に逃匿せし者あり、
執之し事跡訊問の存罪科を活懸せし者
以下に修し、修しを考へて之を修し、
此刑罪の後存る、此刑を死刑なり、故に之
を罪者科とあり、修しを四村杖と修しを
日頃、合の二の土大あり、能く官負、修しを、此大、
夜に之は、修しを、此修しを、修しを、修しを、

此に之と云ふ者あるを忽ち叱咤して交差せしむ
高し待列せし故に囚者こそと云ふ監名の所せし
りしと云ふ

一夜此地学校中より生徒の武学を以て式高
小長柄より市中大馬路にまで引つれり院を以
て三坊と云ふを藤名若君男女忠義の義別
あり院を此夜王妃の事ありりてことと云ふ
の正西一高堂あり前を修くして敷机を設け藤名
の所をまじり此後際一棟ありり藤名教人
あり生徒一人正西よりまじり藤名の字田中
三番と科目を定めを存を以てことと云ふ藤名を一人

藤名より一人也藤名を以て世前このことと云ふ三
四人あり一毎々如女五人或は七人皆一掃白色の衣被
を穿ち藤名を以て訓琴を洋に或は二音ふれり
あり生徒也つが此事か藤名若君ありりし
り藤名の道理を全持し又説者も震三又の藤名
を以て藤名を解説藤名を以て人として之を
禪屋少なりしと云ふ

此武学を以て七日を定めしと説く事
則の科目を藤名の姓名年録を以て一姓
植字に之を藤名を以てふと云ふ
藤名一人を以て

○我々の此島に居る諸君の前なる山を此島に
工政故を詳説するに神々の故に西洋人此島を祀
とすし中とす一二を抄訳し以て考ふる事

其ち云此島を北緯十二度と云ふと此島を東
経二百十七度と云ふと有二百廿二度四十六分の中間に
所居或曰九十度と云ふ所の大山を以て
根を左と右と云ふ其著大の地をラワイといふ云々大
和らラア(大山と云ふ所)石様の土塊に塊及び
このラアの噴火と云ふ所の噴火を以て火山を
目と云ふと云ふアウレア或はペレと云ふ而して多との
連山あり此内一二最高の山ありて山脚云

厚腰の地を以て最高山と云ふなり及ひモリ
ナレア、カーと云ふ山とラワイを以て中と云ふ。又夥
多の川あり此内ラワイ中と云ふワイカと云ふの
遠近の深水と云ふ内池と云ふ遠く舟を運入
○を候と云ふ之れと云ふ事候より暖熱
美しと云ふ所を彩り美し気味新なり
海濱と云ふ所と云ふ其月石洞の暖熱あり
こを以て海濱の定死の洞と云ふ事と云ふ
その右側此島の季候と云ふ西印に地と云ふ
へこの土産と云ふ豚犬及び政経已事利望所の
ハ秋始陽の節の所コリブリス製糖中、次

たゞスヘットカウチの着の一種あり、快羽をきいて上宿み
帽及上衣の飾とすまは、魚所見多し、アム
及ひ夕日根多此處中耕耘の最なるもの、ナニ
々電煮さし、あのみる食料とすへり、而して、
こを以て、庶碎削の飲料、アウチ樹
(下紙製、木の一種)快羽を多く培植す、は、
え、よりて、大半衣服を製し、その料とす、ヤム
根、厚梨、洋草、甘藷、ブロー、菜、耶子、ピサン、ス、
香(こを)貿易の物、産の最なり、地を、
多と、失して、漸次、
ナリ、ヒ子、レイ石、空、
大理石、

泉及塩と海濱の物、熟す、
塩泉あり、こを、
四の巧作坊、
今、
糖、
糖、
倍植す、
の内、
今、
倍、

種より其を奪ひて種は後泊なり而して土人
布政府布を作らざるは堪能なり此種を種を
二回織り緻密他種のものに超しをり而して能く
なるは信州の一種を以て種々の布
を造るは此を以て種織を以て編製を以て
其布中にも細密なるものあり紅紫の
色も厚也其あり又土人亦殊異其を種布又
木製の染鉤を造る又政官に或は種布にて
形物を造る造るは土人の工宗を以て海と岩の運
輸を以て又その政官に其種のあるを以て其
下りし

○千八百廿年乙丑と一四王タメメとを以て此
有と第一等は米利堅街市の海あり此地を
事終る者等の好人を以て任用して其下を
して漸次改革教育正しんを
○此四王形物千艘を以て其を以て我土人
を以て内地人の名を以て其を以て其の
一の米利堅街市二百丁の形及び三機船美輪船を以て
形あり此種を以て其を以て其の
飾るの飾るの上官及び在りの人長を以て其
記念道幕して其を以て其の
若干時上を以て其を以て其の

暉の内々祚揚まゝに別とす

○此國王の嫡男に統を嗣とこそを「リヲリテ」と別
タメノオニ云ナリ此王を嫡男と共ニ其國を統海
リテ一時に國內ヲ統テ死せり

○此王の嗣オナリテ其子「カイケテ」リ別タメノオニ云王
ナリ此王ナリ百三十四年ヲ其國を統政官員中ニあるて
諸事を執行ナリ而シテ此と弟長とナリ及テ諸般
を解テ多ク伝ハル自リ政令を施行セシ友王ナ
リ後ヲ後ナリ此國にナリ用シ他邦人等ナリ
ナリ此國も多クナリ此國を統テ他邦國
行人等ナリ統政令を也解ナリ此國ナリ

○國王も攝政官を任事ナリ其室を政界也
の製式ヲ傳ハル其室を攝政内石流ナリ此國を傳ハ
又令ナリ其室ナリ其室の傳令ナリ此國を傳ハ
其時の監事ナリ

○其政令も「フナバ」ルキナリ此國ナリ（此も此國政令の
傳ナリ此國ナリ）ナリ此國ナリ此國ナリ此國ナリ
其位権も此國ナリ此國ナリ此國ナリ此國ナリ此國ナリ
及ハ其執事の如クナリ此國ナリ此國ナリ此國ナリ此國ナリ
○今之國ナリ此國ナリ此國ナリ此國ナリ此國ナリ此國ナリ
ナリ此國ナリ此國ナリ此國ナリ此國ナリ此國ナリ此國ナリ
ナリ此國ナリ此國ナリ此國ナリ此國ナリ此國ナリ此國ナリ
ナリ此國ナリ此國ナリ此國ナリ此國ナリ此國ナリ此國ナリ

税地よりなる土地の地税をなすに代りてこの地
奴を耕種せしめ或る土地を以て借地と爲さる
徒より才四を工人の種を屬せしむる通帯の工
を地層と爲す事あり

の回王の威権を以て親を殺すの事あり
傳へしに西長の子孫を管轄し而して此種各々の
亦令官及び地主令長の事と爲せり

の從昔より神佛の如くありて今に至るまで
親を殺すの徒中最大なるを以てこれを後
より一十餘年能く取らざる高格に百七十天格
計百十天より一十餘年能く取らざる高格に百七十天格

この甲の力ラウカカラシと云材傍に在るもの

の先千八百十九年タメソウ王の時行政を以て
へり不の命を以て定むるに千八百七年より北
米利堅國の周行會士等此の中より後より其
法を以て之を弘通せしめ而して文字及び種字
を到らしめ是より千八百廿二年及び廿三年
に籍字を後より其に二三年前より及ぶ六卷の
周行會會を以てり別々内三をラウイ一をワホー
とマウキ一をアトワイ等なり此各世の令長各
々寺院を建立し令下りて日曜日毎に此等
又周行會會中の學校を以て此内書り百人以上の

思ふに答をよむことと教育下りまの從後こころ
子教育成就の者をもつて中々子教育速成を拂うる
るが他の縣及び後村日々其地務多きを以て四
人の付へしむるに於て中々廿五年と既に十五年中に國民
教育がその所の學校に於て九百萬を創りて〇倍此の
中々習字を國民の多額に於て二万四千と下らざる時
に必らず白人の利益を争へし

〇此の如き北利堅國と支那地及爪哇印度の中間海路直
線内にありて海客多し且公料を船商に於て是て毎
年必らず多し船中におもて持多きを以て其國人を以
北利堅人等とて費用の物件倍償を遂りしり工作若

を以て白人を愛護も〇毎年之を北利堅國の船
百六十艘四万トンの物品を荷し其價を七十七萬
トリスルと云ふ也船多くと難候船より此の如きあり
船多しゆり〇此を生活通るると白人の改革を以て大に
教化をなすに於て是よりして國民を愛護し成す
故に自ら他の南島諸島より往く行儀方々の道に
多し往するに中々に船通ると云ふの聲は此の如
世よりピアステル〇四五及び長官等の船十六艘を以
半をブリック船とて往來せしむるに於て千トンの如き他
多し往來せしむるに於て〇白人自ら一船に檀香
を備へて工人を以て往來せしむるに於て

カムシカッタア及い他の太平洋内の方より北へ寄る

此島の回礁と著書の礁と八或と九條の系と何の線
を記しそのあつきのまゝに人々を利便の故にあり
同島の北西岸或は支那の方へ航するに可なり
るにせしむるに本回へ帰るに可なり
桶工職工造工と自らて職を執るに可なり
のまゝに又此島に人及び其利便人として多中
にありて其地を著人の如く若其回の管をコンシ
をてしむるに可なり



